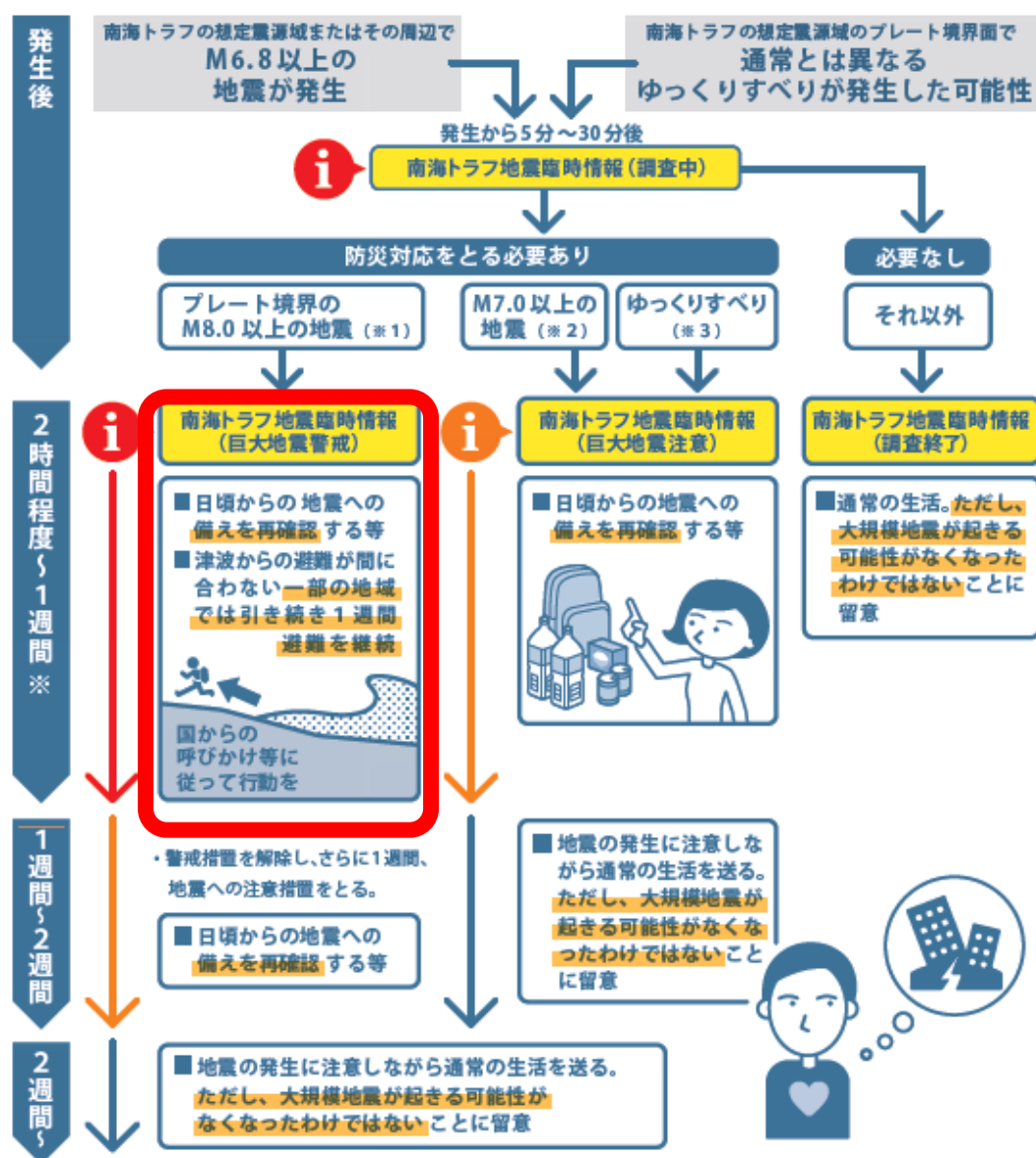


議題(2) 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の内「高齢者等事前避難対象地域」の設定について

1 南海トラフ地震臨時情報とは

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表される。
- ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されるのは、想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価され、後発地震が発生する可能性が高まったと評価された場合。

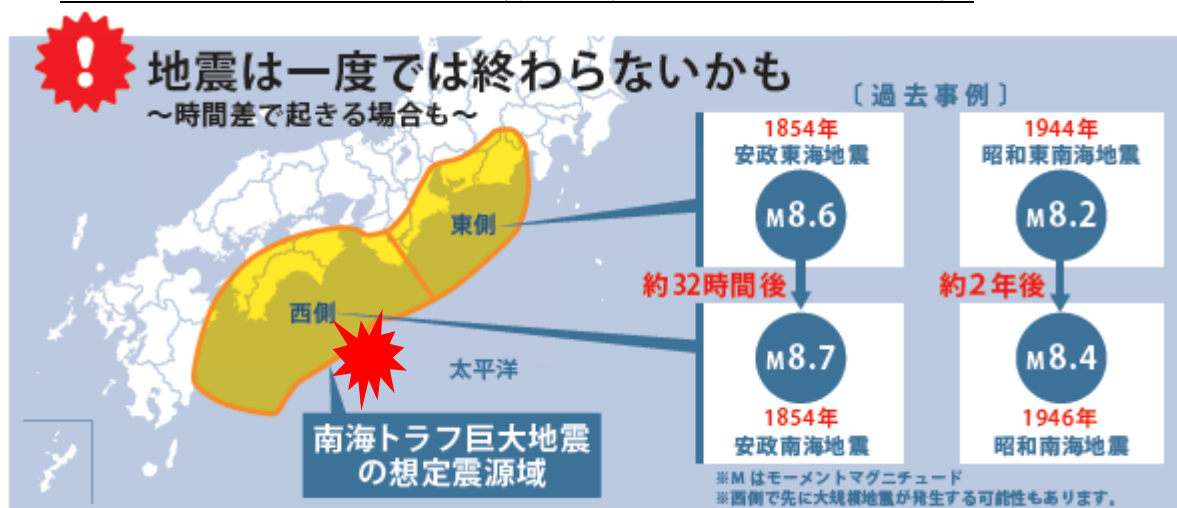
地震発生後の防災対応の流れ



リーフレット「南海トラフ地震－そのときの備え－」（内閣府）抜粋

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時の社会状況

- ・本市に影響のあるパターンは、西日本で大地震が起き、今後、東日本で大地震が発生する可能性が平常時より高まっているという状況。
- ・西日本では災害が発生しているが、本市では大きな被害は出ていない。
- ・後発地震に備えながら、通常社会活動を維持していくことになる。
- ・国から自治体に対して、予め定めた後発地震に対して警戒する措置を取るよう指示がなされ、1週間警戒措置をとることになる。



リーフレット「南海トラフ地震ーそのときの備えー」（内閣府）抜粋

3 検討の経緯等

- ・碧南市は地域防災計画に後発地震に対して警戒する措置を定めなければならない。
- ・警戒する措置の内、事前避難対象地域の設定の有無がポイントとなる。
- ・事前避難対象地域とは、後発地震が発生してからでの避難では、津波の到達までに避難が間に合わない恐れがある地域のこと。津波から人命を守るために検討が必要であり、必要と判断されれば設定が必要である。
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域の住民には避難勧告等を出し、1週間の間、事前避難を継続していただくことになる。
- ・南海トラフ地震臨時情報が発表されることなく、南海トラフ地震が発生する場合もある。
- ・事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことが基本である。
- ・国と県の検討のガイドラインに基づき検討を実施した。

4 検討結果

- ・前浜町 2 丁目、4 丁目、5 丁目、中江町 6 丁目を高齢者等事前避難対象地域とする。これは、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方）に対して事前避難を促す地域である。
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市は、高齢者等事前避難対象地域に対して、1 週間、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。
- ・この際、碧南市文化会館、前浜集落センター、川口農業センターを 1 週間避難所として開設する。これらの施設は期間中、閉館とする。
- ・その他の対応については、別添の地域防災計画の記載案（令和 2 年度碧南市地域防災計画（地震・津波編）第 2 編第 1 3 章）のとおり。
- ・今後、市民に対して南海トラフ地震臨時情報とその対応についての啓発を通じて理解促進を図る。特に前浜地区・川口地区に対しては、継続的な自主防災会への啓発及び意見交換の機会を持ち、意思疎通を図りながら理解促進と課題の把握に努める。



5 留意事項

- ・前浜集落センター、川口農業センターについては、後発地震が発生した場合に緊急避難先の一つとして機能させること、及び知人宅や親類宅への避難が困難な周辺住民にとって、自宅に近い所で日常生活を送りながら警戒期間中の 1 週間を過ごすことができる場所として選定した。